

## 組合員の皆様

2018年8月9日

### イラン制裁—EU規則 2271/96（ブロッキング規則）について

#### 背景情報

米国が中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、欧州連合（EU）、イランと合意した包括的共同作業計画（JCPOA）から離脱するとの決定を受け、2018年5月31日付の回覧（リンクは[こちら](#)）において、船主と保険会社に及ぶ恐れのある影響についてご案内いたしました。

前回ご説明したように、米国がJCPOAから離脱し、JCPOAの履行により適用が除外されていた核関連法の再適用を決定したことで、イランとの海上貿易とそうした貿易への保険提供は重大な影響を受けることとなります。

#### JCPOAの合意維持に向けた欧州連合の対抗措置

欧州連合（EU）は、JCPOAの枠組みに基づき確立された原則を維持し、欧州企業とイランの貿易活動を継続させるとともに、米国による二次的制裁の域外の影響に対抗するため、欧州理事会規則（EC）No 2271/96（ブロッキング規則）の付属書を変更しました。2018年6月6日の欧州委員会委任規則（2018/1100）は、2018年8月7日から付属書の変更を実施します。この新たな付属書では、特にイランとの貿易に関する米国の法律、規制その他の法的文書（1996年イラン制裁法以降の法律であって、2016年1月16日に履行されたJCPOAに基づき適用除外の対象となっている法律）を記載しています。しかし、石油貨物の輸送を含む特定の貿易活動に対するこれらの法律の適用除外は、2018年8月6日から2018年11月4日の最終日までの間に段階的に失効することとなりますので、この間に契約を履行するか終了させる必要があります。

新たな付属書を含む欧州委員会委任規則（2018/1100）は[こちら](#)から、欧州委員会が発行したガイダンスノートは[こちら](#)からご覧いただけます。

../...



国際グループは、米国財務省外国資産管理局（OFAC）、欧州対外行動局、欧州委員会、英国の財務省・外務省、EU加盟国と広く協議を重ねており、米国による二次的制裁の再発動が船主と保険会社に及ぼす実質的な影響や、EUの自然人および法人が米国の制裁措置の復活に従った結果、ブロッキング規制に基づき民事訴訟を起こされる可能性があるといった、考え得る法律上複雑な状況について説明を行っています。ブロッキング規則の下では、EU加盟国の国民またはEU域内で設立された法人であって、EU域内の別の法人が米国の制裁措置に従ったために不利益を被った場合、当該法人に起因する損害の賠償請求をすることができます。なお、EU加盟国はEUの対抗措置にも従う義務があります。ただし、EUの事業者の権利について記載したガイダンスノート第1.5条にご注目ください。内容はブロッキング規則の規定に沿ったもので、事業者自らが経済状況を判断し、イランでの事業の開始、継続、中止を決定するとなっています。

状況は複雑で、EU加盟国におけるブロッキング規則の履行および実施方法は国によって異なります。

## EUのブロッキング規則—承認手順

ブロッキング規則の適用免除は、第5条で認められています。ただし、ブロッキング規則が適用される自然人または法人（同第11条）が、同規則を順守することと米国が再開する制裁措置を順守しないことが、自己の利益を著しく損ねることを証明できることを条件とします。ガイダンスノートの第3条16-20項では、米国の制裁措置に従わないことが自己の利益を著しく損ねる場合において、最新の付属書に記載されている域外の法律を順守するための承認手順を取り上げています。その承認手順では、EU事業者の個別での申請、または複数の事業者の利益がほぼ同一である場合には共同での申請を認めることが想定されます。このガイダンスの公表以降、国際グループは承認の必要性和、国際グループ加盟のクラブのために共同申請を行う可能性について、欧州委員会および欧州対外行動局と協議を続けています。EU域内で設立された船主は、米国の制裁措置の対象となる事業活動が関係する契約の不履行により、EU域内で設立された別の事業体から損害賠償請求を受ける可能性があると思われる場合、米国の制裁措置の違反としてOFACが強制措置を講じるリスクから自己の事業上の利益を守るために、ブロッキング規則に基づく承認を求めることをご検討ください。

国際グループは今後も状況を注視し、検討してまいります。

国際グループ加盟のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835

E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)